

介護福祉士等



社会福祉法人
東京都社会福祉協議会



修学資金貸付制度のご案内

介護福祉士・社会福祉士養成施設に在学する方に対し、無利子で修学資金の貸付けを行う制度です。

卒業後5年間、東京都内で介護福祉士又は社会福祉士として行う業務（以下、「返還免除対象業務」という）

に継続して従事すれば**全額返還免除!** ※国家資格の登録が必要です。

貸付内容



△申込みにあたっては、保証能力のある連帯保証人（個人または法人）を1名立てていただきます（別途要件あり）。
△入学前に貸付金が振り込まれることはありません。入学前に必要な資金は別途用意する必要があります。

対象者

介護福祉士・社会福祉士養成施設に在学し、次の①～⑤をすべて満たす方

- 次のいずれかを満たしている
(ア) 東京都内に住所を有している（住民登録している）
(イ) 東京都内の養成施設に在学している
(ウ) 養成施設の学生となった年度の前年度に都内に住所を有していて、養成施設での修学のため都外に転居した
(エ) 介護福祉士養成施設に在学する方については、上記（ア）～（ウ）によらず、養成施設を卒業後に東京都内において返還免除対象業務に従事しようとする意思がある
- 介護福祉士・社会福祉士として、継続して5年以上返還免除対象業務に従事する意思がある
- 学業が優秀である又は養成施設卒業後、中核的な介護職等として返還免除対象業務に従事する意欲があり、国家資格取得に向けた向学心がある
- 経済的援助を必要としている（別途、基準あり）
- 他県等が実施する同種の修学資金を借りていない
△併用が認められない制度は他にもあります

返還免除

次のすべてを満たした場合、返還免除となります

※要件を満たさない場合は全額返還となります

- 養成施設卒業後、1年以内に
- 介護福祉士もしくは社会福祉士の国家試験に合格・資格登録をしたうえで、
- 東京都内の社会福祉施設等に就職し、
- 5年間（過疎地域での従事または中高年離職者の場合は3年間）継続して返還免除対象業務に従事

申込方法

入学予定または在学中の養成施設を通じて東京都福祉人材センターにお申込みください。お申込みには養成施設長の推薦が必要です。

※介護福祉士養成施設への進学を希望する生活保護受給世帯の高校生に限り、入学前の申込を受け付けることができます。

お問合せ先

<申込に関すること> 在学する（入学予定の）養成施設
<制度に関すること> 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター 修学資金係

電話 03-5211-2911 平日（月～金）午前9時から午後5時まで

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/shikin1.html>

「フクシロウ」で検索 → トップページから「福祉人材のための資金貸付事業」をクリック!

